

2020 Zoomによる緊急学習会 「学校図書館と著作権」

共催 東京学芸大学学校図書館運営専門委員会司書部会
東京都立高等学校学校司書会
学校図書館問題研究会 東京支部

募集人数	40名（全体では定員100名となります。）
日 時	2020年9月27日（日） 13：30～16：00
内 容	「著作権31条、35条、37条と学校図書館の関係を考える」
参加費	無料
募集期間	2020年9月13日～2020年9月26日
申込方法	「先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース」 http://www.u-gakugei.ac.jp/~schoolib/htdocs/



または下記アドレスより直接申し込みください。

<https://ssl.form-mailer.jp/fms/1e9559b4678000>

【学習会までの経緯】

現在、文化庁が、著作権法の見直しをするために、文化審議会著作権分科会で図書館活動に関するワーキングチームを設け、来年度の著作権法の改正に向けた年度内の報告書の取りまとめを目指し、8月27日から検討を開始しています。

このワーキングチームでは、デジタル化・ネットワーク化に対応するための検討にあたっての論点として、著作権法31条の「図書館等の範囲」の検討に学校図書館を含めるかが取り上げられ、文化庁の担当者から、学校図書館の団体からは含めてほしいとのニーズは示されず指定は望んでいないとの回答があったが、ニーズがあるとの声も聞いている、関係者と議論を深めたいとの発言があり、複数の委員からは、学校図書館が除外される理由はない、ニーズはあると理解しているという発言がある一方、35条との関係の整理が必要との発言が見られました。

2010年に改正された著作権第37条第3項においては、視覚障害者等のための複製等が認められる者の中に、学校図書館が含まれました。その一方で、ご存じのとおり、著作権第31条に規定されている図書館等には、学校図書館が含まれていません。

1970年に著作権法は大きく変わりましたが、その時に新たに設けられた第31条を適用する図書館に学校図書館が入れられませんでした。このため、学校図書館における複製については、35条を適用して、学校図書館が教育の場であることを根拠として、授業者である教員や学ぶ子どもの手足となって、学校図書館職員が複製することについては、違法とはならないという解釈が現在まで続いています。

しかし、その後50年が経過し、探究的な学びを支援する現在の学校図書館の現状には、このような解釈での運用では収まらないように思えます。そこで今回、学習会を開き、これまでの経緯も含め、今何が問題なのかを明らかにしたいと思い、Zoomでの学習会ではありますが、様々な立場の皆さんにご意見を伺いつつ、学校現場ではどのように対応しているか、どのような課題を抱えているのか、今後どうあってほしいのかを、みんなで考えてみたいと思います。奮ってご参加ください。

（文責 東京学芸大学附属学校司書部会）